

資料1－2

參考資料

地方消費税創設時における税率決定権に関する検討について

○「地方税源問題についての検討結果」・附属資料「論点メモ」(抄)

(平成6年5月27日政府税制調査会「地方税源問題ワーキング・グループ」(※))

4 「地方消費税」の意義とその検討結果

(1) 「地方消費税」の意義

○ 「地方消費税」においては、税率が一定であり、地方団体にその決定権がないということは問題になるが、地域住民と地方団体の間に受益と負担の関係が成立し、住民による地方行政への監視機能も発揮されるなど、譲与税とは決定的に違うのではないか。

(6) 課税自主権等について

○ 「地方消費税」の性格上、税率・課税標準等において均一な制度が全ての課税団体で施行されねばならないが、このような各都道府県が完全に均一な制度を入れなければならないという要請は、課税標準、税率等について自主的な判断を制約するのみならず、「地方消費税」に係る条例制定を全都道府県に義務付けることとなり、これは地方の課税自主権を大きく制約することになるのではないか。

○ 課税自主権との関係については、現行の地方税においても条例制定を義務付けるという意味で道府県・市町村たばこ消費税、軽油引取税等において同種の事例があり、「地方消費税における特段の問題として考える必要はないのではないか。

※政府税制調査会「地方税源問題ワーキング・グループ」:(座長:貝塚啓明(中央大学教授(当時)))

「地方消費税」を含めた地方税源の問題については、理論的・専門的見地からの検討が必要であることから、少人数の学識者による検討の場を設け、税制調査会に検討の成果を報告させる目的で設置されたもの。

平成6年4月9日以来、会合を6回開催。

私は、地方消費税というのは税収として非常に安定をしている、景気の変動に必ずしもそんなに左右されないということありますとか、自治体間の偏在度を少なくすることができるという面があって、非常に長所があると思います。

一方ではしかし、今の仕組みというものが、国税がそれを徴収して、それを一定のルールによって地方団体に帰属させるということになっておりまして、率直に申し上げますと、いささか譲与税的なことになっておりまして、本当の地方税と言えるかどうかという理念的な、根源的な問い合わせもないわけではない。特に地域主権とか地方分権の観点でいいますと、現在の仕組みでは自治体レベルにおいて税率を操作するということが極めて困難な税でありますので、そういう根源的な問題がないわけではない。

これらを今後どういうふうに進化させていくのか。現行の仕組みが金科玉条、これを一切変えられないということでもありませんので、諸外国の例などを見ながら、地方税としてよりふさわしいような税体系に変えていくということは必ずしも不可能ではないと思ないので、そういう観点からの点検をする必要があるだろう。